

ハローワーク横浜 事業所部門だより R5.10

神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

令和5年10月1日から神奈川県最低賃金

 **1,112** 円
時間額 **41** 円 UP ↑



必ずチェック

最低賃金

使用者も 労働者も

神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

賃金引上げに活用できる「業務改善助成金」の活用を！

業 務 改 善 助 成 金

「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

お問合せ先→業務改善助成金コールセンター

☎0120-366-440（受付時間：平日8:30～17:15）

ご相談先 → 神奈川県働き方改革推進支援センター

☎0120-910-090（受付時間：平日9:00～17:00）

また、厚生労働省と中小企業庁が連携し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援の周知を実施しています！厚生労働省のインターネットサイトから、「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」（全文または概略版）がダウンロードできます。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

神奈川県労働局
賃金室

【ご注意ください！】

10月以降公開の求人につきまして、改定後の最低賃金額を下回る場合、10月1日以降は求人を公開できませんので、ご注意願います。

【ハローワーク横浜 庁舎移転のお知らせ】

令和5年10月30日、ハローワーク横浜事業所部門は学卒第一部門及び雇用援助部門とともに横浜STビル4階に「横浜公共職業安定所分庁舎」として移転いたします。

（職業相談部門、専門援助部門、雇用保険適用課、雇用保険給付課は令和5年11月6日より、よこはま新港合同庁舎1階・2階に「横浜公共職業安定所本庁舎」として移転いたします）

「横浜公共職業安定所分庁舎」：横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル4階

「横浜公共職業安定所本庁舎」：横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎1階・2階

※ハローワーク横浜ホームページもご覧ください。（右下の2次元コードから確認できます）

★人材育成に助成金を活用してみませんか～人材開発支援助成金のご案内

人材開発支援助成金は、事業主等が社員の方々のスキルアップ（研修や職業訓練等）に取り組む場合に、かかった経費の一部（最大75%）を助成します。また、訓練期間中の賃金の一部も助成するなど手厚い制度です。お勧めは、期間限定の「人への投資促進コース」と「事業展開等リスクリング支援コース」です。

・「人への投資促進コース」は、社員の方々が「資格取得する費用」「自発的に受講した訓練費用」等が助成の対象です。

・「事業展開等リスクリング支援コース」は、新規事業の立ち上げに伴う社員育成（訓練）の経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

※ご不明な点は、神奈川県労働局助成金センター（045-277-8801）まで

※右の2次元コードでも内容がご覧いただけます。



★求人広告掲載時のトラブルにご注意ください！！

インターネット上で公開されているハローワークの求人を見た事業者から、電話で「無料で求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといったケースが発生しています。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する場合には、必ず事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法をよく確認した上で契約を行ってください。

ハローワーク横浜 HP

